

(10) 公益社団法人鳥取県臓器・アイバンク 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和元年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	6,022 千円	621 千円	1,730 千円	8,373 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
215,100 円	237,312 円	44 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
コーディネーター職	大学卒	- 円	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他事情を考慮し、県給与条例に準じて常務理事が決定する。
	高校卒	- 円	
事務職	大学卒	- 円	
	高校卒	- 円	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	コーディネーター職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
高校卒		- 円	- 円	- 円	- 円	
事務職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	内 訳																
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	〔支給割合〕																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.215 月分</td> <td>0.795 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.215 月分</td> <td>0.795 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.43 月分</td> <td>1.59 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.215 月分	0.795 月分	12月期	1.215 月分	0.795 月分	計	2.43 月分	1.59 月分				
	区 分	期末手当	勤勉手当														
	6月期	1.215 月分	0.795 月分														
12月期	1.215 月分	0.795 月分															
計	2.43 月分	1.59 月分															
（注）勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。																	
職制上の段階、職務の 級等による加算措置		無															
〔令和元年度実績〕																	
1人当たりの平均支給年額		865,459 円															
退職手当 （県の規定に準ずる）	〔支給率〕																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.58675 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>44.7795 月分</td> <td>47.70900 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続40年	44.7795 月分	47.70900 月分	
	区 分	自己都合	勸奨・定年														
	勤続20年	19.6695 月分	24.58675 月分														
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分														
	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分														
勤続40年	44.7795 月分	47.70900 月分															
（その他の加算措置）																	
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）																	
25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合には加算があります。																	
〔令和元年度実績〕																	
実績なし																	
時間外勤務手当	〔令和元年度実績〕																
	1人当たりの平均支給年額	84,004 円															

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	[令和元年度実績] 実績なし	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相当職は右のとおり。	6,500 円 8級：3,500円 9級：支給しない
		イ 子	9,200 円
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		[令和元年度実績] 1人当たりの平均支給月額	6,500 円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		[令和元年度実績] 1人当たりの平均支給月額	22,700 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1 か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	(パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。) (その他の駐車場代の加算) 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	[令和元年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	155,535 円	3 人	4,320 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.215月分 勤勉 0.81月分 12月 期末 1.215月分 勤勉 0.81月分	6月 期末 1.145月分 勤勉 0.785月分 12月 期末 1.285月分 勤勉 0.785月分	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和2年4月1日